

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、介護保険の訪問看護（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第23項に規定する複合型サービスのうち訪問看護を含むもの及び第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護とする。以下「訪問看護等」という。）を提供する事業者（法第71条及び第72条による指定事業者は除く。）に対し、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する（以下「補助事業」という。）ことにより、船橋市における訪問看護職員の雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (対象経費等)

第2条 この補助金の対象経費は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項第1号イ、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項第1号イ及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型基準」という。）第3条の4第1項第4号イ並びに第171条第4項に規定する看護職員（以下「看護職員」という。）の賃金改善に充当するための経費（以下「賃金改善に係る経費」という。）及び看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費（以下「宣伝広告に係る経費」という。）とする。

2 補助金は前条第1項に規定する事業者が運営する訪問看護等の事業所のうち船橋市内に所在し、次条の交付要件を満たす事業所のみを対象とし交付する。この場合において、地域密着型基準第3条の42第1項に規定する指定訪問看護事業者が運営する事業所のうち、船橋市内に所在しない事業所は交付の対象外とする。

3 一の年度において、補助金の交付の対象となる事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、第4条の3の規定により提出した実施計画届の事業実施期間のうち市長が認める期間とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 次表のサービス種別ごとに指定を受けていること。

介護サービス種別	介護保険法
訪問看護	・第70条
介護予防訪問看護	・第115条の2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・第78条の2
複合型サービス	

- (2) 船橋市税に滞納が無いこと
- (3) 事業実施期間において、(1)に掲げる介護サービスを船橋市の被保険者である要介護(支援)認定者に対し提供すること。
- (4) 看護職員の賃金（事業実施期間における看護職員の月毎の賃金）を、賃金改善の対象となる看護職員ごとにその常勤換算数に1万5千円を乗じた額以上引き上げることにより、賃金改善を実施すること。また、当該事業所の職員に対して、看護職員の賃金改善に係る補助事業の内容について周知を行った上で、それを証する書類を市長に提出していること。
- (5) 宣伝広告に係る経費についての補助対象者は、賃金改善に係る経費について補助事業を実施した者に限る。

(賃金改善に係る補助金額)

第4条 賃金改善に係る経費の補助金額は、賃金改善の対象となる看護職員ごとにその常勤換算数に1万5千円を乗じた額を合計した額とし、月ごとに算出する。ただし限度額は、1事業所につき月額15万円とする。

- 2 前項の場合において、各看護職員の常勤換算数は、賃金改善を実施した賃金の支払月に訪問看護業務を行うこととして位置付けた常勤換算数（小数点第2位以下切り捨て）とする。ただし、勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員については、補助金額算定のための常勤換算数を、賃金改善を実施した賃金の計算対象期間の勤務時間数により算定することができる。

3 この補助金による賃金改善は、経理事務手続き上やむを得ない場合を除き、毎月継続して実施しなければならず、複数月分を一括して支払うことはできない。

(宣伝広告に係る補助金額)

第4条の2 宣伝広告に係る経費の補助金額は、宣伝広告1回に要した費用の2分の1（千円未満の端数は切り捨て。）とする。ただし、宣伝広告1回に要した費用が4万2千円（消費税等を含む。）を超える場合は2万1千円を補助金額とする。

2 前項の補助金額は、事業実施期間において1事業所あたり宣伝広告2回まで算定できる。

(実施計画届)

第4条の3 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める期間内に、市長に対し次の書類を提出することにより届け出なければならない。

- (1) 別紙共通様式
- (2) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届（第1号様式）
- (3) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明（第2号様式）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書（第3号様式）により、当該届出をした者に通知する。

(交付申請)

第5条 第4条の3の規定により実施計画届を提出し賃金改善及び宣伝広告を実施し、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長に対し次の書類を提出することにより交付申請を行わなければならない。

- (1) 別紙共通様式
- (2) 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書（第4号様式）
- (3) 賃金改善に係る補助にあっては、賃金改善の実施を証明するもの（補助金を明確に区分経理した給与明細等）
- (4) 宣伝広告に係る補助にあっては、宣伝広告の実施を証明するもの（広告物見本等）及び宣伝広告経費を証明するもの（領収書等）
- (5) その他、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付決定をし、その結果を船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（中止又は廃止の届出）

第6条 第4条の3の規定による実施計画届を提出した事業者が補助事業を中止又は廃止するときは、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業中止（廃止）届（第6号様式）を提出することにより、市長に対し届け出を行わなければならない。

（補助事業の実施方法）

第7条 申請者は、補助金の趣旨に鑑み、補助金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。

（補助金の支給停止等）

第8条 市長は補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の補助金の返還を命じること又は期間を定めて補助金の支給停止を行うことができる。

- (1) 第3条に規定する交付要件を満たさない状態になった場合
- (2) 前条に規定する責務を果たさなかった場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により本補助金を受給した場合

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、

当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第10条 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、これを事業実施期間終了後、5年間保管しなければならない。また、市長の求めがあった場合は当該書類を市長に対し提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前のこの要綱に基づく交付決定を受けた令和2年度の補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 第1号様式

年　月　日

船橋市長あて

(法人名)

(所在地)

(代表者職・氏名)

(事業所名)

(事業所番号)

(所在地)

(代表者職・氏名)

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届

下記のとおり船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金の交付申請をする予定であるので、別添の必要書類を添えて届け出ます。

記

## 賃金改善に係る経費

事業実施期間	ヶ月 (　年　月～　年　月)	A	月数
訪問看護職員数 (常勤換算)	名	B	ひと月における常勤換算数の見込み
補助金額	円	C	$A \times B \times 15,000\text{円}$ 上限:年180万円

## 宣伝広告に係る経費(1)

実施時期	年　月	
実支出額(見込)	円	D
上限額	1回当たり 42,000円	E
補助金額	円	F D, Eのうち、いずれか低廉な額の1/2

## 宣伝広告に係る経費(2)

実施時期	年　月	
実支出額(見込)	円	G
上限額	1回当たり 42,000円	H
補助金額	円	I G, Hのうち、いずれか低廉な額の1/2

補助金額合計	円	$C + F + I$
--------	---	-------------

## 交付申請を行う予定時期（該当する方に□を記入）

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 賃金改善を毎月行った後、毎月の交付申請      |
| <input type="checkbox"/> 2. 賃金改善を毎月行った後、複数月分まとめて交付申請 |
| → 何か月分まとめて交付申請する予定か記入 ( )か月分                         |

※なお、補助金は、本要綱第6条の規定により、交付申請を行った後、交付決定を受けた事業者の請求により支給される。

第2号様式

法人名	
事業所名	
事業所番号	

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明

- 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業を職員に周知したことについて、該当する方法の番号を○で囲み、証明となる資料を、本用紙に貼付すること。

○船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の賃金改善に係る内容を事業所に掲示した場合

### 1 掲示箇所の写真貼付

写真を本用紙に貼付してください。

○船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の内容を全職員に通知した場合

### 2 賃金改善に係る補助事業の内容をメールで配信

メール本文を印刷のうえ、添付してください。  
職員のメールアドレスは、塗りつぶして見えないようにしてください。

### 3 賃金改善に係る補助事業の内容を職員へ配布

○その他

### 4 上記1～3以外の方法で計画書を周知

その他の方法で周知したことの証明となる書類を貼付してください。

#### ●補助金交付要件等の確認

補助金の交付を受ける法人(以下「甲」という。)と、  
甲が任意に1名選出した賃金改善の対象となる看護職員(以下「乙」という。)は、  
補助金の交付申請にあたり、補助事業が要綱第7条の実施方法により行われることを確認した。

要綱第7条(再掲)  
申請者は、補助金の趣旨に鑑み、補助金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。

甲 法人名  
代表者職・氏名

印

乙 氏名

印

第3号様式

第 号  
年 月  
日

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書

様

船橋市長

先に提出のあった下記事業所の船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届について、内容を適正と認め受理したことと通知します。

記

事業所名	
事業所番号	
事業実施期間	年 月 ~ 年 月
補助金額	
備考	

第4号様式

船橋市長あて

年 月 日

(法人名)

(所在地)

(代表者職・氏名)

(事業所名)

(事業所番号)

(所在地)

(代表者職・氏名)

### 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、訪問看護職員を雇用し、その職員に対して賃金改善を実施、また、訪問看護職員の雇用促進を図る宣伝広告を実施したことを証明し、補助金の交付申請を行います。

#### 1. 補助金交付申請額

合計(A+B)	円
---------	---

#### ○賃金改善分

賃金支払月	年 月～年 月 支払分			
訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
	小計(A)			円

※訪問看護職員の数が多く記載しきれない場合は別紙に記載。

※賃金改善の実施を証明するもの(給与明細等)を添付すること。

※複数月分まとめて申請する場合は、本様式に複数月分の合計金額を記載のうえで、

ひと月ごとの常勤換算数等を第4号様式の2に記載して添付すること。

#### ○宣伝広告分

宣伝広告実施時期	宣伝広告経費(a)	上限額(b)	補助金額(aとbのうち低い額の1/2)
年 月 日	円	42,000円	円
年 月 日	円	42,000円	円
	小計(B)		円

※宣伝広告の実施を証明するもの(広告物見本等)及び宣伝広告経費を証明するもの(領収書等)を添付すること。

上記の小計(B)は( 税込額 ・ 税抜額 )である。

#### 2. 消費税の適用に関する事項(宣伝広告分について交付申請を行う場合のみ、該当するものに☑)

##### ① 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※消費税額の申告による補助金に係る仕入控除税額(補助金返還相当額)の確定後、  
「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります(返還額が0円の場合も含む)。

##### ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他( )

## 第4号様式の2

## 船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書の賃金改善分に係る常勤換算内訳表

事業所・施設名( )

※第4号様式とあわせてご提出ください。

※この内訳表は、交付申請を複数月分まとめて行った場合に提出するもの。

※賃金改善を実施した期間における、ひと月ごとの常勤換算数等を記載すること。

※記載しきれない場合は別紙に記入。

## ○賃金改善分

賃金支払月	年 月 支払分			
-------	---------	--	--	--

訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
計				円

賃金支払月	年 月 支払分			
-------	---------	--	--	--

訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
計				円

賃金支払月	年 月 支払分			
-------	---------	--	--	--

訪問看護職員 氏名	職種	常勤・非常勤の別	常勤換算数	補助申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
計				円

第5号様式

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日  
様

船橋市長

先に申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所番号	

賃金改善分補助金（A）	年 月 ~ 年 月 支払分 円
宣伝広告分補助金（B）	① 年 月 日分 円 ② 年 月 日分 円
補助金額計（A+B）	円

補助金を交付しない場合の理由	
交付条件	船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
その他	

➤ 以下の場合は、この通知による交付の決定を取り消す。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 交付条件を満たすことができなかったとき。
- (3) その他当該決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかつたとき。

第6号様式

年 月 日

船橋市長あて

(法人名)

(所在地)

(代表者職・氏名)

(事業所名)

(事業所番号)

(所在地)

(代表者職・氏名)

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業 中止(廃止)届

年 月 日付で提出した実施計画届について、下記のとおり中止(廃止)するので、必要な書類を添えて届出します。

(中止又は廃止の時期、理由)

第7号様式

年 月 日

船橋市長あて

(法人名)  
(所在地)  
(代表者職・氏名)

(事業所名)  
(事業所番号)  
(所在地)  
(代表者職・氏名)

船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業  
補助金について、船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類  
を添えて次のとおり報告します。

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金に係る  
仕入控除税額(補助金返還相当額)(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり